B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01791

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

$E_{13} = 0.0075$

$E_{14} = 0.0093$

$E_{15} = 0.0000$

$E_{16} = 0.0000$

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01791

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るもの

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

$E_{11} = 0.0041$

$E_{12} = 0.0074$

$E_{13} = 0.0108$

$E_{14} = 0.0093$

$E_{15} = 0.0000$

$E_{16} = 0.0000$

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るもの